

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務に係るもの以外）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 衛生管理者の職務
- ③ 産業医
- ④ 衛生委員会
- ⑤ 安全衛生教育
- ⑥ 健康診断
- ⑦ 医師による面接指導
- ⑧ ストレスチェック
- ⑨ 労働衛生コンサルタント
- ⑩ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑪ 事務所衛生基準規則
- ⑫ 労働基準法（労働時間等）
- ⑬ 労働基準法（有給休暇）
- ⑭ 労働基準法（妊産婦等）
- ⑮ 死傷病報告書

【令和7年4月】

【問21】 事業場の衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

ただし、衛生管理者及び産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時 50 人以上の労働者を使用するゴルフ場業の事業場では、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。
- (2) 常時 2,000 人を超え 3,000 人以下の労働者を使用する事業場では 4 人以上の衛生管理者を選任しなければならない。
- (3) 常時 300 人以上 1,000 人未満の労働者を使用する各種商品小売業の事業場では、総括安全衛生管理者を選任しなくてもよい。
- (4) 常時 800 人以上の労働者を使用する事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- (5) 2人以上の衛生管理者を選任すべき事業場では、そのうち1人については、労働衛生コンサルタントのうちから選任しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：ゴルフ場業の事業場では、第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許を有する者、又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントの中から衛生管理者を選任する。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項③④。
- (2) 誤り：常時使用する労働者数が「2,000人を超え3,000人以下」の事業場は、5人以上の衛生管理者を選任しなければならない。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項④。
- (3) 誤り：安衛令第2条（総括安全衛生管理者を選任すべき業種等）第1項②。
- (4) 誤り：「常時800人以上の労働者を使用する事業場」⇒「常時1,000人以上の労働者を使用する事業場」。安衛則第13条（産業医の選任等）第1項③。
- (5) 誤り：「労働衛生コンサルタントのうちから」⇒「その事業場に専属の者を」。労働衛生コンサルタントは専属でないものを選任することができるのであって、選任しなければならないということではない。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項②。

解答 (1)

【令和 7 年 4 月】

【問 2 2】 常時使用する労働者数が300人の事業場で、法令上、総括安全衛生管理者の選任が義務付けられていない業種は、次のうちどれか。

- (1) 通信業
- (2) 自動車整備業
- (3) 旅館業
- (4) 清掃業
- (5) 警備業

▶▶解説◀◀

(1) (2) (3) (4) 義務付けられている：安衛令第 2 条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第 1 項②。

(5) 義務付けられていない：安衛令第 2 条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第 1 項③。

解答 (5)

【令和 6 年 10 月】

【問 2 1】 衛生管理者又は衛生推進者の選任について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時 40 人の労働者を使用する金融業の事業場において、衛生管理者は選任していないが、衛生推進者を 1 人選任している。
- (2) 常時 200 人の労働者を使用する水産業の事業場において、衛生工学衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を 1 人選任している。
- (3) 常時 300 人の労働者を使用する電気業の事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を 2 人選任している。
- (4) 常時 600 人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場において、3 人の衛生管理者のうち 2 人を事業場に専属で第一種衛生管理者免許を有する者のうちから選任し、他の 1 人を事業場に専属でない労働衛生コンサルタントから選任している。
- (5) 常時 1,200 人の労働者を使用する各種商品卸売業の事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから、衛生管理者を 4 人選任し、そのうち 1 人を専任の衛生管理者としているが、他の 3 人には他の業務を兼務させている。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反していない：安衛法第12条の2（安全衛生推進者等）、安衛則第12条の2（安全衛生推進者等を選任すべき事業場）。
- (2) 違反していない：安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項③④。
- (3) **違反している**：「第二種衛生管理者免許」⇒「第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等」。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項③④。
- (4) 違反していない：安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項②③④。
- (5) 違反していない：安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項③④⑤。

* 解答 * (3)

【令和 6 年 10 月】

【問 2 3】 常時使用する労働者数が100人の事業場で、法令上、総括安全衛生管理者の選任が義務付けられている業種は、次のうちどれか。

- (1) 製造業
- (2) 熱供給業
- (3) 水道業
- (4) 医療業
- (5) 清掃業

▶▶解説◀◀

安衛令第2条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第1項。

- (1) (2) (3) 義務付けられていない：300人以上の業種に該当のため。
- (4) 義務付けられていない：1,000人以上の業種に該当のため。
- (5) **義務付けられている**

解答 (5)

【令和 6 年 4 月】

【問 2 1】 衛生管理者又は衛生推進者の選任について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時40人の労働者を使用する飲食店の事業場において、衛生管理者は選任していないが、衛生推進者を1人選任している。
- (2) 常時100人の労働者を使用する水道業の事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから、衛生管理者を1人選任している。
- (3) 常時200人の労働者を使用する不動産業の事業場において、第一種衛生管理者免許を有する者のうちから、衛生管理者を1人選任している。
- (4) 常時200人の労働者を使用する旅館業の事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を1人選任している。
- (5) 常時600人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場において、3人の衛生管理者のうち2人を事業場に専属で第一種衛生管理者免許を有する者のうちから選任し、他の1人を事業場に専属でない労働衛生コンサルタントから選任している。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第12条の2（安全衛生推進者等）。
- (2) 誤り：「第二種衛生管理者免許」⇒「第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等」。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項③
- (3) 正しい：安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項③。
- (4) 正しい：安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項③。
- (5) 正しい：安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項②③④。

* 解答 * (2)

【令和 6 年 4 月】

【問 2 2】 常時使用する労働者数が300人の事業場で、法令上、総括安全衛生管理者の選任が義務付けられていない業種は、次のうちどれか。

- (1) 通信業
- (2) 各種商品小売業
- (3) 旅館業
- (4) ゴルフ場業
- (5) 警備業

▶▶解説◀◀

(1) (2) (3) (4) 義務付けられている：安衛令第 2 条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第 1 項②

(5) 義務付けられていない：安衛令第 2 条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第 1 項③。

＊解答＊ (5)

【令和 5 年 10 月】

【問 2 1】 事業場の衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時 300 人以上の労働者を使用する各種商品小売業の事業場では、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (2) 常時 50 人以上の労働者を使用する通信業の事業場では、第二種衛生管理者免許を受けた者のうちから衛生管理者を選任することができる。
- (3) 常時 50 人以上の労働者を使用する運送業の事業場では、第二種衛生管理者免許を受けた者のうちから衛生管理者を選任することができる。
- (4) 常時 50 人以上の労働者を使用するゴルフ場業の事業場では、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。
- (5) 常時 50 人以上の労働者を使用する旅館業の事業場では、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 2 条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）②。
- (2) 正しい：安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項③ロ。
- (3) **誤り**：「第二種衛生管理者免許」⇒「第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等」。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項③イ。
- (4) 正しい：安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項③ロ。
- (5) 正しい：安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項③ロ。

解答 (3)

【令和 5 年 4 月】

【問 2 1】 衛生管理者又は衛生推進者の選任について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時200人の労働者を使用する医療業の事業場において、衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから衛生管理者を1人選任している。
- (2) 常時200人の労働者を使用する旅館業の事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を1人選任している。
- (3) 常時60人の労働者を使用する電気業の事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を1人選任している。
- (4) 常時600人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場において、3人の衛生管理者のうち2人を事業場に専属で第一種衛生管理者免許を有する者のうちから選任し、他の1人を事業場に専属でない労働衛生コンサルタントから選任している。
- (5) 常時1,200人の労働者を使用する各種商品卸売業の事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから、衛生管理者を4人選任し、そのうち1人を専任の衛生管理者としているが、他の3人には他の業務を兼務させている。

▶▶解説◀◀

※安衛則第7条（衛生管理者の選任）

- (1) 正しい：第1項③。
- (2) 正しい：第1項③。
- (3) **誤り**：「第二種衛生管理者免許を有する者」⇒「第一種衛生管理者免許を有する者」。電気業では、第一種衛生管理者若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントのうちから選任しなければならない。第1項③
- (4) 正しい：第1項②、③。
- (5) 正しい：第1項④、⑤。

解答 (3)

【令和 5 年 4 月】

【問 2 2】 常時使用する労働者数が100人で、次の業種に属する事業場のうち、法令上、総括安全衛生管理者の選任が義務付けられていないものの業種はどれか。

- (1) 林業
- (2) 清掃業
- (3) 燃料小売業
- (4) 建設業
- (5) 運送業

▶▶解説◀◀

※安衛令第2条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）

- (1) (2) (4) (5) 義務付けられている：第1項①
- (3) 義務付けられていない：第1項②。

＊解答＊ (3)

【令和 4 年 10 月】

【問 2 1】 事業場の衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時 200 人以上の労働者を使用する各種商品小売業の事業場では、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (2) 常時 1,000 人を超え 2,000 人以下の労働者を使用する事業場では、4 人以上の衛生管理者を選任しなければならない。
- (3) 常時 50 人以上の労働者を使用する燃料小売業の事業場では、第二種衛生管理者免許を受けた者のうちから衛生管理者を選任することができる。
- (4) 2 人以上の衛生管理者を選任する場合、そのうち 1 人についてはその事業場に専属でない労働衛生コンサルタントのうちから選任することができる。
- (5) 衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、法定の様式による報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「200 人以上」⇒「300 人以上」。各種商品小売業は、常時使用する労働者が 300 人以上の場合、総括安全衛生管理者の選任が義務付けられる。安衛令第 2 条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第 1 項②。
- (2) 正しい：安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項④。
- (3) 正しい：安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項③。
- (4) 正しい：安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項②。
- (5) 正しい：安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 2 項。

解答 (1)

【令和 4 年 10 月】

【問 2 2】 総括安全衛生管理者に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 総括安全衛生管理者は、事業場においてその事業の実施を統括管理する者又はこれに準ずる者を充てなければならない。
- (2) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。
- (3) 総括安全衛生管理者は、選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任しなければならない。
- (4) 総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、選任報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (5) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関することは総括安全衛生管理者が統括管理する業務のうちの一つである。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「統括管理する者又はこれに準ずる者」⇒「統括管理する者」。安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 2 項。
- (2) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 3 項。
- (3) 正しい：安衛則第 2 条（総括安全衛生管理者の選任）第 1 項。
- (4) 正しい：安衛則第 2 条（総括安全衛生管理者の選任）第 2 項。
- (5) 正しい：安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項②。

解答 (1)

【令和 4 年 4 月】

【問 2 1】 事業場の衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、衛生管理者及び産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時 200 人以上の労働者を使用する各種商品小売業の事業場では、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (2) 常時 1,000 人を超え 2,000 人以下の労働者を使用する事業場では、4 人以上の衛生管理者を選任しなければならない。
- (3) 常時 50 人以上の労働者を使用する通信業の事業場では、第二種衛生管理者免許を受けた者のうちから衛生管理者を選任することができる。
- (4) 2 人以上の衛生管理者を選任する場合、そのうち 1 人についてはその事業場に専属でない労働衛生コンサルタントのうちから選任することができる。
- (5) 常時 700 人の労働者を使用し、そのうち深夜業を含む業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「200 人以上」⇒「300 人以上」。各種商品小売業は、常時使用する労働者が 300 人以上の場合、総括安全衛生管理者の選任が義務付けられる。安衛令第 2 条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第 1 項②。
- (2) 正しい：安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項④。
- (3) 正しい：安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項③。
- (4) 正しい：安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項②。
- (5) 正しい：安衛則第 13 条（産業医の選任）第 1 項③。

解答 (1)

【令和 4 年 4 月】

【問 2 3】 総括安全衛生管理者又は産業医に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 総括安全衛生管理者は、事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。
- (2) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。
- (3) 総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
- (4) 産業医は、衛生委員会を開催した都度作成する議事概要を、毎月 1 回以上、事業者から提供されている場合には、作業場等の巡視の頻度を、毎月 1 回以上から 2 か月に 1 回以上にすることができる。
- (5) 事業者は、産業医から労働者の健康管理等について勧告を受けたときは、当該勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 2 項。
- (2) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 3 項。
- (3) 正しい：安衛則第 3 条（総括安全衛生管理者の代理者）。
- (4) **誤り**：衛生委員会の議事概要を毎月 1 回以上事業者から提供されている場合であつて、「事業者の同意を得ているときに」、作業場等の巡視の頻度を少なくとも 2 か月に 1 回にすることができる。安衛則第 15 条（産業医の定期巡視）。
- (5) 正しい：安衛則第 14 条の 3（産業医による勧告等）第 2 項①・②。

＊解答＊ (4)

【令和 3 年 10 月】

【問 2 1】 事業場の衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

ただし、衛生管理者及び産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (2) 常時 2,000 人を超え 3,000 人以下の労働者を使用する事業場では、4 人の衛生管理者を選任しなければならない。
- (3) 常時 50 人以上の労働者を使用する警備業の事業場では、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができない。
- (4) 常時 800 人以上の労働者を使用する事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- (5) 常時 300 人を超え 500 人未満の労働者を使用し、そのうち、深夜業を含む業務に常時 100 人以上の労働者を従事させる事業場では、衛生工学衛生管理者の免許を受けた者のうちから衛生管理者を選任しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第 7 条（衛生管理者の選任）第 2 項。
- (2) 誤り：「4 人」⇒「5 人」。常時使用する労働者数が「2,000 人を超え 3,000 人以下」の事業場は、5 人以上の衛生管理者を選任しなければならない。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項④。
- (3) 誤り：「選任することができない」⇒「選任できる」。警備業はその他の業種に区分されるので、第 1 種衛生管理者免許、第 2 種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は労働衛生コンサルタントのうちから選任できる。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項③
- (4) 誤り：「常時 800 人以上の労働者を使用する事業場」⇒「常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場」。安衛則第 13 条（産業医の選任等）第 1 項③。
- (5) 誤り：衛生工学衛生管理者の選任要件は、「常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労基則第 18 条第 1 項の第 1 号「多量の高熱物体」、第 3 号「有害放射線」、第 4 号「粉じん」、第 5 号「異常気圧下」、第 9 号「有害物」を取り扱う業務に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの」であるため、設問の要件には該当しない。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項⑥。

解答 (1)

【令和 3 年 10 月】

【問 2 2】 常時使用する労働者数が 300 人で、次の業種に属する事業場のうち、法令上、総括安全衛生管理者の選任が義務付けられていない業種はどれか。

- (1) 通信業
- (2) 各種商品小売業
- (3) 旅館業
- (4) ゴルフ場業
- (5) 医療業

▶▶解説◀◀

(1) (2) (3) (4) 義務付けられている：安衛令第 2 条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第 1 項②

(5) 義務付けられていない：安衛令第 2 条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第 1 項③。

解答 (5)

【令和 3 年 4 月】

【問 2 1】 衛生管理者の選任について、法令上、定められているものは次のうちどれか。

ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

- (1) 衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (2) 常時使用する労働者数が60人の電気業の事業場では、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。
- (3) 常時使用する労働者数が1,000人を超え2,000人以下の事業場では、少なくとも3人の衛生管理者を選任しなければならない。
- (4) 常時使用する労働者数が3,000人を超える事業場では、6人の衛生管理者のうち2人まで、事業場に専属でない労働衛生コンサルタントのうちから選任することができる。
- (5) 常時使用する労働者数が2,000人以上の事業場では、専任の衛生管理者を2人以上選任しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) **定められている**：安衛法第7条（衛生管理者の選任）第2項。
- (2) **定められていない**：電気業は第1種衛生管理者免許若しくは、衛生工学衛生管理者免許を有する者又は労働衛生コンサルタント等から選任するので、「第二種衛生管理者免許を有する者」から選任することができない。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項③。
- (3) **定められていない**：「常時使用する労働者が1,000人を超え2,000人以下の事業場」では、少なくとも4人の衛生管理者を選任しなければならない。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項④。
- (4) **定められていない**：専属でない労働衛生コンサルタントは、2人以上の衛生管理者を選任する場合には、そのうち1名である。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項②。
- (5) **定められていない**：常時1,000人を超える労働者を使用する事業場では、少なくとも1人を専任の衛生管理者とするよう定められているが、2人以上選任しなければならない定めはない。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項⑤。

解答 (1)

【令和 2 年 10 月】

【問 2 1】事業場の衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

ただし、衛生管理者及び産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (2) 常時2,000人を超え3,000人以下の労働者を使用する事業場では、4人の衛生管理者を選任しなければならない。
- (3) 常時50人以上の労働者を使用する警備業の事業場では、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができない。
- (4) 常時800人以上の労働者を使用する事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- (5) 常時300人を超え500人未満の労働者を使用し、そのうち、深夜業を含む業務に常時100人の労働者を従事させる事業場では、衛生工学衛生管理者の免許を受けた者のうちから衛生管理者を選任しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第7条（衛生管理者の選任）第2項。
- (2) 誤り：「4人」⇒「5人」。常時使用する労働者数が「2,000人を超え3,000人以下」の事業場は、5人以上の衛生管理者を選任しなければならない。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項④。
- (3) 誤り：「選任できない」⇒「選任できる」。警備業はその他の業種に区分されるので、第1種衛生管理者免許、第2種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は労働衛生コンサルタントのうちから選任できる。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項③。
- (4) 誤り：「常時800人以上の労働者を使用する事業場」⇒「常時1,000人以上の労働者を使用する事業場」。安衛則第13条（産業医の選任等）第1項③。
- (5) 誤り：衛生工学衛生管理者の選任要件は、「常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は有害な業務※に常時30人以上の労働者を従事させるもの」であるため、設問の要件には該当しない。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項⑥。

解答 (1)

※「多量の高熱物体・低温物体」等を取り扱う業務など。

【令和 2 年 4 月】

【問 2 1】 事業場の衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

ただし、衛生管理者及び産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (2) 常時2,000人を超え3,000人以下の労働者を使用する事業場では、4人の衛生管理者を選任しなければならない。
- (3) 常時50人以上の労働者を使用する警備業の事業場では、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができない。
- (4) 常時800人以上の労働者を使用する事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- (5) 常時300人を超え500人未満の労働者を使用し、そのうち、深夜業を含む業務に常時100人の労働者を従事させる事業場では、衛生工学衛生管理者の免許を受けた者のうちから衛生管理者を選任しなければならない。

▶▶解説◀◀

「多量の高熱物体・低温物体」等を取り扱う業務など。労基則第18条（労働時間延長の制限業務）

- (1) 正しい：衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に遅滞なく、衛生管理者選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。安衛法第12条第1項（衛生管理者）。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項①、第2項。
- (2) 誤り：「4人の衛生管理者」⇒「少なくとも5人の衛生管理者」。常時使用する労働者数が「2,000人を超え3,000人以下」の事業場は、5人以上の衛生管理者を選任しなければならない。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項④。
- (3) 誤り：「選任することができない」⇒「選任できる」。警備業は、その他の業種に分類されるため、第1種衛生管理者免許、第2種衛生管理者免許もしくは、衛生工学衛生管理者免許、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任できる。
- (4) 誤り：「専属の産業医を選任しなければならない」⇒産業医の専属要件は、常時1,000人以上の労働者を使用する事業場または所定の有害業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場である。安衛則第13条（産業医の選任等）第1項③。
- (5) 誤り：「衛生工学衛生管理者の免許を受けた者のうちから衛生管理者を選任しなければならない」⇒衛生工学衛生管理者の選任要件は、「常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は有害な業務※に常時30人以上の労働者を従事させるもの」で、この有害な業務に深夜業は含まれていない。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項⑥。

※解答※ (1)

※「多量の高熱物体・低温物体」等を取り扱う業務など。

【令和2年4月】

【問22】 常時使用する労働者数が300人で、次の業種に属する事業場のうち、法令上、総括安全衛生管理者の選任が義務付けられていない業種はどれか。

- (1) 通信業
- (2) 各種商品小売業
- (3) 旅館業
- (4) ゴルフ場業
- (5) 医療業

▶▶解説◀◀

常時 300 人以上の労働者を使用する事業場で、総括安全衛生管理者を選任しなければならない業種は、「製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業」である。安衛令第2条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第1項②

(5) 義務付けられていない：医療業は、安衛令第2条第1項③。

解答 (5)

【令和元年 10 月】

【問 2 1】衛生管理者の選任について、法令上、定められているものは次のうちどれか。

ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

- (1) 衛生管理者は、選任すべき事由が発生してから 30 日以内に選任しなければならない。
- (2) 常時使用する労働者数が 60 人の旅館業の事業場では、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。
- (3) 常時使用する労働者数が 1,000 人を超え 2,000 人以下の事業場では、少なくとも 3 人の衛生管理者を選任しなければならない。
- (4) 常時使用する労働者数が 3,000 人を超える事業場では、6 人の衛生管理者のうち 2 人まで、事業場に専属でない労働衛生コンサルタントのうちから選任することができる。
- (5) 常時使用する労働者数が 2,000 人以上の事業場では、専任の衛生管理者を 2 人以上選任しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 定められていない：「30 日以内」⇒「14 日以内」。衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に行なわなければならない。安衛法第 12 条第 1 項（衛生管理者）。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項①。
- (2) **定められている**：旅館業の事業場では、第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許を有する者、又は労働衛生コンサルタントの中から衛生管理者を選任する。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項③・④。
- (3) 定められていない：「少なくとも 3 人」⇒「4 人以上」。常時使用する労働者数が「1,000 人を超え 2,000 人以下」の事業場は、4 人以上の衛生管理者を選任しなければならない。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項④。
- (4) 定められていない：「6 人の衛生管理者のうち 2 人まで」⇒「6 人の衛生管理者のうち 1 人まで」。2 人以上の衛生管理を選任する場合において、当該衛生管理者の中に労働衛生コンサルタントがいるときは、当該者のうち 1 人については、この限りではない。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項②。
- (5) 定められていない：「2 人以上」⇒「少なくとも 1 人を」。衛生管理者のうち少なくとも 1 人を選任の衛生管理者とする要件は、「常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場」、「常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は有害な業務※に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの」。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項⑤。

解答 (2)

※「多量の高熱物体・低温物体」等を取り扱う業務など。

【平成 30 年 10 月】

【問 2 1】衛生管理者又は衛生推進者の選任について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時 40 人の労働者を使用する金融業の事業場において、衛生管理者は選任していないが、衛生推進者を 1 人選任している。
- (2) 常時 100 人の労働者を使用する清掃業の事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を 1 人選任している。
- (3) 常時 200 人の労働者を使用する医療業の事業場において、衛生工学衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を 1 人選任している。
- (4) 常時 300 人の労働者を使用する各種商品卸売業の事業場において、第一種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を 2 人選任している。
- (5) 常時 500 人の労働者を使用する製造業の事業場において、事業場に専属であって労働衛生コンサルタントの資格を有する者のうちから衛生管理者を 2 人選任している。

▶▶解説◀◀

(1) (3) (4) (5) 正しい

(2) **違反している・誤り**：清掃業の事業場では、第一種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許を有する者、又は労働衛生コンサルタントの中から衛生管理者を選任する。したがって、第二種衛生管理者免許の取得者から選任できない。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項③・④。

＊解答＊ (2)

【平成 30 年 4 月】

【問 2 1】衛生管理者又は衛生推進者の選任について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時 40 人の労働者を使用する金融業の事業場において、衛生管理者は選任していないが、衛生推進者を 1 人選任している。
- (2) 常時 200 人の労働者を使用する医療業の事業場において、衛生工学衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を 1 人選任している。
- (3) 常時 300 人の労働者を使用する運送業の事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を 2 人選任している。
- (4) 常時 600 人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場において、3 人の衛生管理者のうち 2 人を事業場に専属で第一種衛生管理者免許を有する者のうちから選任し、他の 1 人を事業場に専属でない労働衛生コンサルタントから選任している。
- (5) 常時 1,200 人の労働者を使用する各種商品卸売業の事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を 4 人選任し、そのうち 1 人を専任の衛生管理者としているが、他の 3 人には他の業務を兼務させている。

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (4) (5) 正しい
- (3) **誤り**：運送業の事業場では、第一種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許を有する者、又は労働衛生コンサルタントの中から衛生管理者を選任する。したがって、第二種衛生管理者免許の取得者から選任できない。また、労働者数が 200 人超え 500 人以下の場合は、2 人以上の衛生管理者を選任する。安衛則第 7 条（衛生管理者の選任）第 1 項③・④。

解答 (3)